



Forestry Insurance

森林保険だより



森林保険イメージキャラクター
マモルくん

INDEX

| | |
|------------------------|---|
| 森林経営管理制度がスタート | |
| 森林保険で自然災害リスクに備えよう! …… | 2 |
| 群馬県森林組合連合会の取組…………… | 4 |
| 桐生広域森林組合の取組…………… | 5 |
| 「写真でみる林木の気象害と判定法」…………… | 6 |
| 災害の事例・人事異動のお知らせ…………… | 7 |



森林経営管理制度がスタート 森林保険で自然災害リスクに備えよう!



森林保険センター
審議役 吉永 俊郎

森林経営管理制度が動き出しました。

法律において、森林を適切に経営管理することが森林所有者の責務とされた一方で、手入れが行われていない森林の経営管理を、森林所有者が市町村に委託することができるようになりました。委託された森林は、市町村が意欲と能力のある林業経営者に再委託したり、市町村自ら経営管理することによって多様で健全な森林へ誘導していくこととなります。

この制度の導入によって手つかずだった森林の整備や活用が促進されることになれば、林業の持続的発展や森林の多面的機能の発揮に資するといった効果が期待されます。

また、保有する森林の取扱いに困っていた森林所有者にとっても朗報であり、森林の経営管理への関心を高める契機になるかもしれません。

市町村は、森林所有者から経営管理の委託を受けることになれば、具体的な手入れの内容等について所有者と話し合い経営管理の計画をたてることになるのですが、この計画に盛り込むことを忘れてはいけないことがあります。それは森林の災害リスクへの備えです。

森林が台風等の災害によって被害を受けてしまったら、その損害や復旧に要する費用負担などが発生します。誰が復旧を行うのか、費用負担はどうするのかといった具体的な対応を関係者で決めておくことは大変重要なことです。

森林保険は、森林の災害に備える唯一のセーフティネットとして皆様と共に歩んで参りました。

森林保険への加入により災害リスクの不安を取り除き、安心して森林の経営管理を始めてみてはいかがでしょうか。



森林経営管理制度で
林業経営・森林管理を進めよう



自然災害のリスク管理は大丈夫?

近年の度重なる自然災害が記憶に新しい一方、災害リスクについては実感しづらいかもしれません。

しかし、ひとたび災害が起きればその損失は大きなものとなり、森林の経営管理や多面的機能の維持にも影響を及ぼします。

森林の経営管理を行う上で、財産である森林について、少ない費用で大きな損害に備えることは、非常に重要です。

森林保険は、火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損失をカバーします。

(参考) 民有林の気象災害面積



※森林・林業統計要覧(林野庁)に基づき作成



森林経営管理制度で
森林保険に加入するために必要なことは？

まずは森林所有者等と相談して、
必要なことを計画にはっきりと記しましょう



1 経営管理権集積計画等の作成

森林経営管理制度において市町村が森林の経営管理に取り組む際には、経営管理権集積計画等を作成します。

森林保険に加入する場合は、森林所有者の同意を得て、経営管理権集積計画、経営管理実施権配分計画に、「保険料の負担者、保険契約者、保険金の使途（復旧、造林、保育、残金の取扱い）」等について明記することが必要です。

まずは、「市町村」と「森林所有者」や「林業経営者」は、森林保険の加入の必要性について協議しましょう。

2 保険料の納付

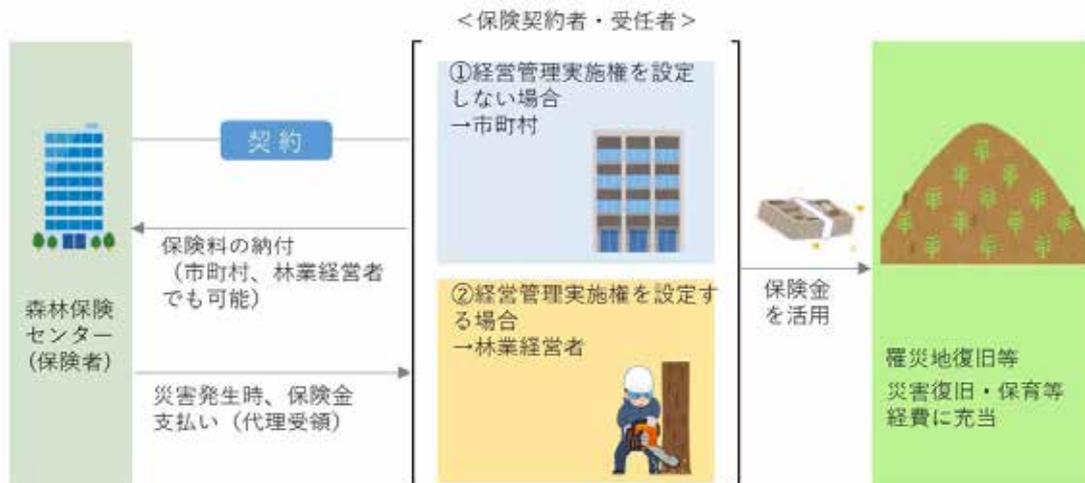
1において保険契約者となった「市町村」や「林業経営者」が保険料を納付することができます。

その際には、「森林環境譲与税の活用」や「保険料を経営管理経費として木材の販売収益等から控除すること」についてもご検討、ご確認下さい。

3 災害発生と保険金の活用

万が一、経営管理している森林に災害が発生した場合は、森林所有者から委任を受けた「市町村」や「林業経営者」が保険金を請求・代理受領できます。

また、1において定めた保険金の使途に基づき、保険金を罹災地復旧費用等として活用できます。



市町村や林業経営者が計画に基づき経営管理を行う場合、保険料の負担者が、森林所有者だけでなく市町村や林業経営者となる場合等、様々なパターンが想定されます。

森林経営管理制度の下での森林保険加入に関するお問い合わせやご相談は、
森林保険センター 保険推進課 までどうぞ。

TEL:044-382-3523



「避けられない自然災害、森林保険でリスクを軽減」
安心して森林の経営管理を進めていきましょう



群馬県森林組合連合会の取組

—県や森林組合と連携して、お客様一人ひとりに丁寧な対応を—

群馬県の概要

群馬県の森林面積は約425千haで県土面積の約3分の2を占め、民有林面積は約229千ha(うち民有林人工林面積は約110千ha、人工林率48%)となっており、このうち森林保険に加入している面積は約9千haと民有林人工林面積の約8.4%の加入率となっております。

災害の発生状況

本県の自然災害の主たるものとしては、凍害(寒風害)や水害であります。桐生広域森林組合の記事にも紹介されているように、県内の一部ではからっ風の影響を受け、乾燥による火災(山火事)の発生リスクが高い状況にあります。

森林保険への取り組み

① 見積書について

本県では、造林補助事業などの実施(新植)において森林保険への加入が交付要件として規定されており、市町村など公有林の加入率が比較的高い傾向にあります。



群馬県森林組合連合会 事務所外観



群馬県森連は森林と人の融合を目指しています

毎年8月頃には、森林組合と連携して見積書を作成し、次年度の継続契約のためのサポートを行っております。

② 満期案内について

本県では、契約満了の約3か月前に、契約者・被保険者の皆様へ独自の形式で満期案内をお送りしています。

満期案内には、「満期を迎える45日前までに森林組合へご連絡ください。」と記載し、確実に継続手続きが行えるようにしています。また、群馬県が作成した「森林保険」ロゴ入りのタオルやメモ帳などを満期案内に同封してお送りしています。そして、満期案内をお送りする前には必ず各森林組合へ連絡し、連携して円滑に業務を進めております。

③ 広報活動について

機関誌やHPに森林保険について掲載し、関係者へ普及活動を行っております。

また、昨年度には、森林保険センター及び森林組合の協力のもと、市町村や民間事業体を訪問して森林保険のPRを行いました。



加入促進物品も有効に活用

今後の推進活動等

今後は、森林経営管理制度への対応として、市町村林務担当者のための森林保険への加入提案や予算確保に向けた働きかけなどを、森林組合の森林施業プランナーや森林保険担当者と協働して推進していく方針です。

さらに、国有林の立木購入者の民間事業体にも加入促進を行っていきたいと考えております。

桐生広域森林組合の取組

—大規模森林火災を乗り越えて、組合の活力で森林の再生へ—

組合概要

桐生広域森林組合は、群馬県の東南部に位置し、桐生市の黒保根町を除く桐生市地域と、みどり市大間々町地域を管内とする森林組合です。

当組合管内は、桐生市の北端部の根本山を源流とする桐生川と足尾山地を源流とした渡良瀬川がみどり市大間々町より流れ込み、互いの河川が桐生市街地を囲むように流れています。その中でも桐生川流域の梅田地区の森林は、スギの生産に適した地質に恵まれており、昔より群馬県の三大林業地として位置づけられております。

管内森林面積は約141,116ha(うち民有林は約12,790ha)で、森林・林業の活性化を担う共同体として事業を推進し、森づくりの担い手として森林の持つ多面的機能を次世代に引き継ぐため、林業の普及・指導に励んでいます。

近年の災害状況

平成26年4月に群馬県桐生市菱町において山林火災が発生し、桐生市有林143haを含む191haと栃木県足利市の72haの合計263haもの森林が被害を受けました。

下草は焼失し、立木は真っ黒に焼け焦げ、保水機能を失った森林からは降雨のたびに土砂が流出して、林道が塞がれてしまうほどでした。

桐生市では市有林の17%を消失してしまい、翌月の5月に森林保険の支払いのための現地調査が数回に分けて実施されました。

被害面積が広く、倒木や土砂流出で足場が悪い条件の中、調査はかなり難航しましたが、各関係機関の多くの方々のご協力により、森林を失ったことによる経済的損失を速やかに補てんすることができました。

現在は、当組合が地域の森林保全の担い手として、被災地の被害木伐採や、植栽等の復旧事業を請け負い、森林の再生に努めております。

これからの取組

今後も引き続き、各関係機関との連携を強化し、森林組合の役割を担いながら、今年度からスタートした森林経営管理制度や森林環境譲与税への対応に努めるとともに、森林災害に備える唯一のセーフティネットである森林保険への加入促進に向けて取り組むと考えております。



山林火災被災当時のようす

県や県森連、森林組合、市・市消防本部が協力して損害調査を行いました



新植後の現在のようす

被災森林の復元は、下流域の土砂災害の予防のためにも重要です

森林保険部門と研究開発部門の連携

ハンドブック 写真でみる林木の気象害と判定法

森林保険センターでは、森林総合研究所と連携して、森林気象害のリスク評価手法に関する研究を進めています。今回は、開発中の森林気象害種別判定システムの参考資料として森林総合研究所が刊行した「写真でみる林木の気象害と判定法」をご紹介します。

森林気象害の被害原因の特定は、森林保険の保険事故の認定に必要なのはもちろん、補植や植え替え後に再び同じ被害にみまわれないよう対策を講じるためにも重要です。

しかし、強風、豪雪、低温、乾燥などの厳しい気象条件が原因で発生する森林の気象害に関しては、そのような気象時に人が山に入ることは少ないため、被害の多くは時間が経ってから発見されます。また、時間が経ってからの被害原因の特定には十分な知識や経験が必要です。

そこで、それぞれの気象害が特定の条件下で発生しやすいことを利用し、森林保険センターと森林総合研究所は共同で、被害の発生状況から被害原因を特定するシステムを開発し、実用化に向けて改良中です。

「タブレット端末一つで森林気象害の被害地調査と被害種別判定」平成30年版 研究成果選集 2018

森林総合研究所では、このシステムの参考書として、現場での被害判定を手引きするハンドブックを平成30年度末に刊行しました。

ハンドブックの前半「画像編」では多くの写真を掲載し、実際と被害と見比べることができます。ここで被害原因の見当をつけ、後半「解説編」で詳細を確認することができます。

掲載順は、凍害など低温による被害、干害など、被害原因が特定しづらくあまり知られていない被害からとなっています。

例えば凍害や干害は、植栽直後や幼齢期など被害に遭いやすい林齢と、厳しい気象条件等の要件が重なったときに被害が拡大することがあります。そのような気象条件は毎年同じように起こるものではないため、今ある立派な森林が干害や寒害を経験していても、次に植栽したときに被害が起きないとは言えず、見落とせないリスクの一つといえます。

研究者がこれまでに身につけてきた現場ならではの貴重な知識を、文章や写真で惜しみなくお伝えする1冊です。

林木に気になることがあったときに、是非このハンドブックをご活用ください。



ハンドブックはこちら



研究成果選集とハンドブックは下記 HP からダウンロードできます。

研究成果選集 : <https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/seikasenshu/2018/index.html>

ハンドブック : <https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/4th-chuukiseika17.html>

お問い合わせ : 森林総合研究所広報普及科編集刊行係 E-mail : kanko@ffpri.affrc.go.jp

↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑ 保険金をお支払いした災害の事例 ↑↓↑↓↑↓↑↓↑



平成29年7月、九州北部地方での集中豪雨による災害。
 停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込み、線状降水帯*が形成され、同じ場所で強い雨が長く続き、記録的な大雨となった。
 当該地の24時間降水量は545.5mmを観測し、豪雨により山腹斜面が植栽木ごと崩壊した。



【事例】福岡県 私有林

樹種・損害時林齢：**スギ・17年生**
 実損面積 / 契約面積：**0.27ha/0.90ha**
 支払保険金：**501,228円**

ha当たり保険料(年平均)：**5,015円**
 付保率：**68%**



*線状降水帯 複数の積乱雲による降水帯が数十キロ以上にわたり線状に並んだもの。
 数時間にわたり同じ場所に停滞し、猛烈な雨が続いて災害をもたらすことがある。

森林保険センター職員人事異動のお知らせ

◆よろしくお願ひします◆

令和元年5月1日付

| 新職名 | 氏名 | 前職名 |
|------------|-------|------------|
| 保険企画課保険総務係 | 糸川 結花 | 保険推進課加入促進係 |

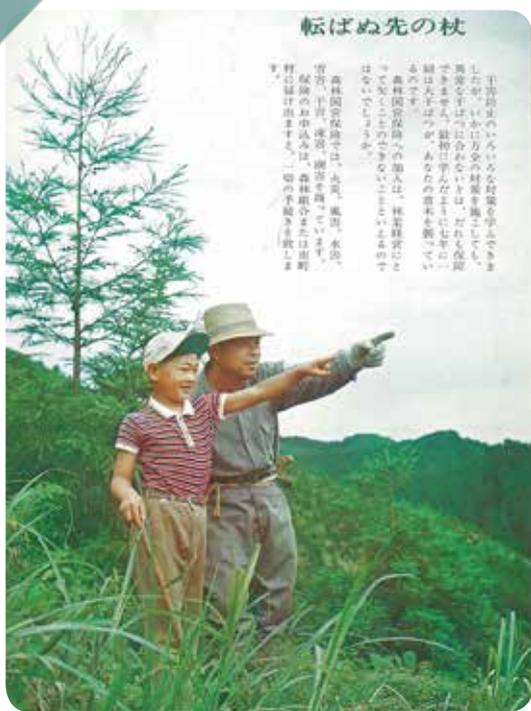
令和元年6月1日付

| 新職名 | 氏名 | 前職名 |
|-------------|------|-------------------|
| 保険推進課加入促進係長 | 増村 寛 | 環境省東北地方環境事務所国立公園課 |

森林保険アーカイブ

「干害から樹木を守る」表紙
(昭和45年10月1日林野庁森林保険課発行)

裏表紙



昭和42年は、全国で寒波や干ばつ、豪雨、最多の台風発生などの異常気象が続き、各地に甚大な被害をもたらしました。

民有林では、特に1齢級の干害被害が著しく、この年の干害実損面積は昭和34年から平成26年までの56年間で最大となったほど*、拡大造林地における干害のリスクや対象への関心が高まりました。

干害の危険を乗り越えて生育した森林はいま、
風害や水害などの危険に立ち向かおうとしています。
森林保険は、これからも皆様と森林とともに災害に備えてまいります。
再造林の干害への備えも、どうぞお忘れなく。

*吉藤奈津子・鈴木覚・玉井幸治(2019)統計資料に基づく36年間の日本の民有人工林における干害被害の推移と地域性、森林総合研究所研究報告451



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル9F

電話：044-382-3500 (代表)

FAX：044-382-3514

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>



印刷：敷島印刷株式会社

